

会社を分割する場合の税務上の取り扱い

山口 昇 税理士

Q

当社は新潟県内で、金属製品の製造販売を行っている株式会社です。製造は本社を中心に行っていますが、販売拠点は首都圏に置いています。ついでに、発展的に本社から販売部門を分社させ、製造部門と販売部門をそれぞれの会社として経営しようと考えていますが、分社に当たっての税務上の留意点をお教えください。

分割のメリット

近年における企業を取り巻く環境は多様化、複雑化し、企業の存続のための合併、会社分割等による組織の再編成が急務となつています。会社分割は、多角化した部門や企業規模を適正にする際に用いられる手法です。また、採算部門の切り離しや異なる企業の同一部門をお互いに分離統合する場合にも行われます。

A

会社分割の具体的なメリットは、①事業ごとの経営成績や財政状態が明確となり、経営責任も明確となる、②リスクを分散することが可能となる、③企業規模が小さくなると思決定が迅速化する、④会社が分社されると複数の後継者にそれぞれ事業承継させることが可能となる等です。それに対して、デメリットとしては、①会社分割すると損益通算ができない、②事務作業負担が増える、③グループブータル

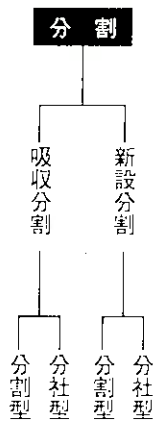
での経営成績や財政状態が一目でわからない等です。

会社分割の方法

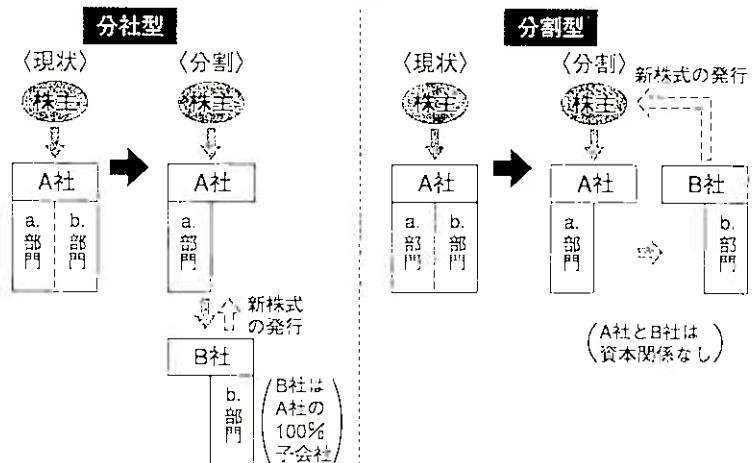
会社分割は、一般的には「新設分割」と「吸収分割」に大別されます。新設分割及び吸収分割ともに、設立（承継）会社の株式を分割会社の株主に付与する「分割型」、分割会社自身に付与する「分社型」に区分することができます（図1、図2）。

分割の方法が決まったら次に、①どの事業を分割するのか、②分割日及び分割の日程をいつにするのか、③役員の変更はどうするのか、④分割する財産の範囲はどうするのか、⑤営業権の評価はどうするのか

〈図1〉会社分割の区分



〈図2〉新設分割の場合

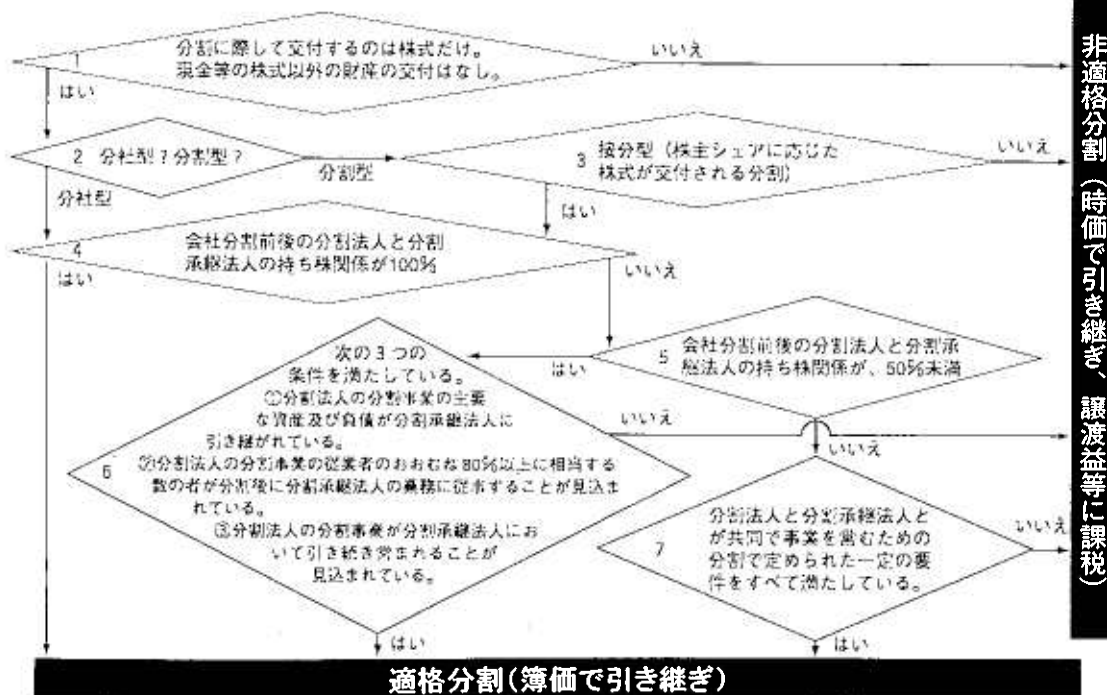


等々、基本事項の決定をしなければなりません。また、会社分割前に、会社と従業員が事前に協議することも求められています（会社の分割に伴う労働契約の承継に関する法律）。

分割の場合の税務上の取り扱い

法人がその有する資産及び負債を他に移転した場合には、有償無償を問わず時価をもってその資産及び負債の移転があったも

〈図3〉適格分割判定フローチャート



非適格分割 (簿価で引き継ぎ、譲渡益等に課税)

のとして、譲渡損益を認識するのが原則です。しかし、企業が組織の再編成 (分割、合

併等) を行う際に、有償無償にかかわらず、このような場合に譲渡益課税を行うと、本来の目的である企業再編が阻害されてしまう恐れが生じてしまう場合が考えられます。

そこで、一定の要件が満たされている会社分割については、組織の再編成により資産及び負債を移転した場合、移転資産及び負債を帳簿価額で引き継ぐことにより、譲渡損益の計上の繰り延べを認めることとしていきます。これを「適格分割 (税制適格組織再編)」といいます。

具体的には、図3のとおりです。なお、非適格分割となった場合は、含み益のある資産 (土地や有価証券) については分割法人において資産の譲渡益が発生し、また分割法人の株主についてもみなし配当課税や譲渡益課税が生じることとなります。

会社分割のポイント

会社分割の成否は、分割による税負担の有無だけではなく、その分割の方法及びメリット・デメリットを十分理解したうえで、決定することがポイントです。そのためには、十分な時間をかけた打ち合わせが必要です。実際に会社分割を終了するまでにかかる期間は、最短でも二ヶ月は必要と思われれます。

お知らせ

◆第六回汲沢栄一賞 募集

- 対象者：汲沢栄一精神を受け継ぐような企業活動と社会貢献を行っている、地域に根ざした企業経営者として。
- ★地方公共団体や、商工経済団体、社会福祉団体など関係団体からの推薦として (自薦不可)。
- 応募方法：推薦に当たっては、汲沢栄一賞推薦書に記入のうえ、必要な書類を添付し、必ず先まで郵便またはEメールで送付してください。様式はホームページアドレスからダウンロードすることもできます。
- URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/RFD00Shinsewa/index.htm>

◆関係団体の例：①商工会、商工会議所などの商工関係団体 ②経営者協会などの経済関係団体 ③社会福祉協議会などの福祉関係団体 ④日本弁護士会などの医療関係団体 など

- 甄考方法：汲沢栄一賞甄考委員会での審査を経て、埼玉県知事が決定します。
- 応募締切、発表：平成十九年十月十日 (木) 平成二十年一月に発表し、二月に表彰を行います。
- 応募先：埼玉県総合政策部 文化振興課 汲沢栄一賞担当 〒330-0930 埼玉県さいたま市浦和区高砂三二一五-1 TEL: 048-833-2187 FAX: 048-833-2175 Eメール: ag666@pref.saitama.lg.jp

- ◆平成十九年中小企業実態基本調査にご協力ください
- 調査実施主体：経済産業省中小企業庁
- 調査の目的：中小企業の財務情報、経営情報、設備投資動向等を把握するための調査
- 調査の範囲：中小企業基本法で定義する中小企業
- 調査の方法：全国の中小企業 (個人企業を含む) 約一〇万六〇〇〇社を無作為に抽出
- 調査調査 (中小企業庁「送付」) 調査対象 (記入・返送) 中小企業 (〇)
- 調査実施時期：
 - ①調査票配布：平成十九年八月十七日
 - ②回答期限：平成十九年九月十八日
- 問い合わせ先：「中小企業実態基本調査」事務局 TEL: 011-221-4344 三六九九
- ※中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/kouka/chinsewa/khouka/index.htm>